二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字富士山一四九二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県日光市足尾町砂畑字川向前山四一二七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字川向前山四一二七の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市宮田字笠城一八八三、一八九二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字笠城一八九二の一・一八八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町小塩字尾久保山一九六九の二、字西名無木二〇七三の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字朽網三八五六の二二八、三八五六の二三〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓字湯ノ谷二二七八の三、二二九四、字鶴二三四二の一、字釜床二四九三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字南ミシケ三三一三の二、三三一三の四、三三一三の五、字魚カヱリ三三二一、三三二四、三三三一の二、字重虎三三三四、三三三六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字篠振二一三二の二、字笹野二一三三の一、二一三三の二、字鵜登ノ上二一九〇の二、字今屋敷二二七五、字下尼ヶ瀬二三七七の一、二三七七の二、二三八九の一〇